平成２１年（フ）第２１４号
福岡県久留米市合川町1541番地１　小谷アパート102号、旧住所福岡県久留米市諏訪野町1830番地４　エヴァ諏訪野502号
債務者　江良　弘志
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３４号
福岡県久留米市梅満町1180番地30
債務者　山海フシ子
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２０号
宮崎県えびの市大字杉水流23番地　市営住宅飯野第１団地13号
債務者　川越　厚子
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３０号
宮崎県都城市都北町6036番地　レインボー都北ハイツＦ102号
債務者　**榆**田　良一
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３１号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5098番地１　コーポＩＢＵＳＵＫＩⅡ103号
債務者　野田　由美
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３４号
宮崎県都城市下長飯町1644番地２
債務者　徳益　淳子
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第９８号
鹿児島県霧島市国分台明寺1417番地６
債務者　長谷川健太郎
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目５番12号
債務者　山下久美子
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目３番58号　中村貸家２号
債務者　津嶋　　茜
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４２号
秋田市土崎港相染町字中谷地65番地36
債務者　目黒沙矢香
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７７号
川崎市宮前区平２丁目23番22―408号　市営住宅
債務者　杉本　忠雄
１　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
長野県松本市大字里山辺3642番地１
債務者　増沢正明こと　金　　正明
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１８１号
長野県松本市大字里山辺3642番地１
債務者　レイ・マリア・アナ（外国人登録原票上の氏名ＬＥＩ　ＭＡＲＩＡ　ＡＮＡ）
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４号
長野県岡谷市川岸中２丁目10番22号　サンセール104号
債務者　勝又　　亮
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３５号
長野県岡谷市川岸中２丁目10番22号　サンセール104号
債務者　中村　真理
１　決定年月日時　平成21年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１４２３号
名古屋市北区中味鋺３丁目517番地　中あじま荘Ｔ２棟101号
債務者　杉山　和江
１　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字大海用10番地　大正マンション３Ｂ
債務者　加藤州美枝
１　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部